

議第154号

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の全部を改正する条例
の制定について

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の全部を改正する条例を次のよ
うに制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の全部を改正する条例
京都市長等の給与の額の特例に関する条例の全部を次のように改正する。

京都市職員の給与の額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、職員（市長、副市長、常勤の監査委員、公営企業の管
理者、教育長、京都市職員給与条例（以下「職員給与条例」という。）第
3条第1項第1号から第9号までの給料表の適用を受ける職員（地方公務
員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項の規定
により採用された職員を除く。）及び京都市立学校管理用務員の給与の特
例に関する条例（以下「学校管理用務員給与条例」という。）第2条の給
料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）に支給する給料の額（市長、
副市長及び常勤の監査委員にあつては、給料、地域手当及び期末手当の
額）について、職員給与条例、京都市教育委員会教育長の給与等に関する
条例及び学校管理用務員給与条例（以下「職員給与条例等」という。）の
特例を定めるものとする。

(給料の額の特例)

第2条 平成21年1月1日（第4号及び第5号に掲げる職員にあつては、同
年7月1日）から平成22年3月31日までの間における職員の給料の額は、

職員給与条例等の規定にかかわらず、職員給与条例等の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる割合（以下「減額割合」という。）を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 市長 100分の20
- (2) 副市長 100分の12
- (3) 常勤の監査委員、公営企業の管理者、教育長、職員給与条例第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が7級以上であるもの、同項第2号から第8号までの給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する者として市長が定めるもの並びに同項第9号の給料表の適用を受ける職員 100分の5
- (4) 職員給与条例第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が5級又は6級であるもの並びに同項第2号から第8号までの給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれらに相当する者として市長が定めるもの 100分の3.5
- (5) 前各号に掲げる職員以外の職員 100分の2.5

(地域手当の額の特例)

第3条 平成21年1月1日から平成22年3月31日までの間における市長、副市長及び常勤の監査委員の地域手当の額は、職員給与条例の規定にかかわらず、職員給与条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に減額割合を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(期末手当の額の特例)

第4条 平成21年6月及び同年12月に支給する市長、副市長及び常勤の監査委員の期末手当の額は、職員給与条例の規定にかかわらず、職員給与条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該

額に減額割合を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

現在実施している市長等の給与の額の特例措置について、その期間を延長するとともに、新たにその他の職員の給料の額並びに市長、副市長及び常勤の監査委員の期末手当の額についても、特例措置を講じる必要があるので提案する。